

東浦町立北部中学校いじめ防止基本方針

平成26年 3 月（最終改訂 令和 7 年 4 月 18 日）

第 1 いじめ防止に対する基本的な考え方

1 基本理念について

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。したがって、本校では、全ての生徒がいじめを行わず、また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように「北部中学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止に取り組みます。

次の 3 点をいじめ防止のための基本姿勢とします。

- いじめ防止対策に関する組織と指導体制の充実
- いじめの防止等に関する取組の強化
- 重大事態発生時の迅速な対応と再発防止

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等生徒と一定の人的関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものとします。なお、起こった場所は学校の内外を問いません。

また、けんかやふざけ合いであっても、いじめである可能性があるとして認識し、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断します。

3 学校及び職員の責務について

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者および地域の方との連携を図りながら、学校全体で組織的にいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処します。また、いじめが起きてしまった場合、当該生徒を徹底して守ります。いじめ解消後も当該生徒及び加害生徒を日常的に注意深く観察するなど、再発防止に努めます。また、各教職員はいじめに係る情報を適切に記録します。

第 2 いじめ防止対策に関する組織と指導体制の充実

1 組織

- (1) いじめ防止等の対策のための組織「いじめ・不登校対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うために、「いじめ・不登校対策委員会」を設置します。

- (2) 構成員について

校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導主事、保健指導主事、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭をはじめとする全教員、必要に応じてスクールカウンセラー、心の健康相談員が出席します。

- (3) 開催時期について

2 カ月に 1 回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催します。

- (4) その他

週 1 回生徒指導部会を開催し、学年間の情報交換や今後の対応の検討をします。校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、各学年生徒指導担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー・心の健康相談員やその他の関係職員が出席します。

2 活動内容

- いじめの未然防止に関すること（授業改善、校内研修）
- いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談）
- いじめ事案に対する対応に関すること（保護者、地域との連携、警察との連携）

3 年間計画

以下のように計画を立てて、具体的な取組を行います。

学期	月	いじめ・不登校対策委員会等の取組	その他の取組
1 学 期	4 月	・いじめの未然防止への取組内容の検討 ・望ましい集団作りのための取組内容の検討 ・いじめ防止基本方針の確認 ・校内いじめ対策研修会 ・いじめアンケートの実施内容と教育相談の内容の検討 ・記名式いじめアンケートの実施	
	5 月	・記名式いじめアンケートの実施 ・Q－Uテストの実施 ・いじめ・不登校対策委員会 ・情報モラル教室	・学校運営協議会委員との情報交換 ・情報モラル研修会
	6 月	・教育相談・記名式いじめアンケートの実施	・教育相談後の情報交換 ・P T A・地域の方との情報交換
	7 月	・いじめ・不登校対策委員会 ・無記名式いじめアンケートの実施 ・1学期の取組の反省と2学期の取組の検討	・個人懇談会での情報収集 ・生徒指導の方法研修会
2 学 期	9 月	・P T A・地域の情報（夏季休業中の情報を含む）を集約して検討 ・1学期無記名式いじめアンケートの実施結果の検討 ・記名式いじめアンケートの実施 ・いじめ防止教室 ・いじめ不登校対策委員会	・夏季休業中の生徒の様子についての情報交換 ・学校運営協議会委員との情報交換
	10 月	・人権週間の取組内容の検討 ・学校評価の項目および内容の検討 ・記名式いじめアンケートの実施 ・Q－Uテストの実施	
	11 月	・教育相談・記名式いじめアンケートの実施 ・いじめ・不登校対策委員会	・教育相談後の情報交換
	12 月	・無記名式いじめアンケートの実施 ・2学期の取組の反省と冬季休業中の研修会の内容、および3学期以降の取組の検討	・個人懇談会での情報収集 ・学校評価保護者アンケート実施 ・生徒指導の方法研修会 ・学校評価の集計 ・人権週間の取組実施
3 学 期	1 月	・学校評価の検討と今後の対策 ・2学期無記名式いじめアンケートの実施結果の検討 ・記名式いじめアンケートの実施 ・いじめ不登校・対策委員会	・冬季休業中の生徒の様子の情報交換 ・学校運営協議会委員との情報交換
	2 月	・教育相談・記名式いじめアンケートの実施	・教育相談後の情報交換 ・学校評価アンケート結果公表 ・P T A・地域の方との情報交換
	3 月	・記名式いじめアンケートの実施 ・3学期の取組の反省と来年度の取組の検討 ・いじめ・不登校対策委員会	・学校運営協議会委員との情報交換

第3 いじめ防止等に関する取組の強化

1 いじめの未然防止

- 生徒の主体性を育む授業の展開および道德教育の充実
- 体験活動や交流活動の充実
- Q-Uテストを参考にした学級・学年・学校の「居場所づくり」
- インターネット・SNSの正しい利用とマナーの理解を深めるための情報モラル教育の推進
- スマートフォン、携帯電話、タブレット端末等の利用について保護者への啓発活動

2 いじめの早期発見・早期対応

(1) いじめ調査等

生徒の小さなサインを見逃さず、いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査および情報交換を次のとおり実施します。

- 生徒対象：記名式いじめアンケート調査 年9回（4・5・6・9・10・11月）
1・2・3月）
- 生徒対象：無記名式いじめアンケート調査 年2回（7・12月）
- 教育相談による生徒からの聞き取り調査 年3回（6・11・2月）
- 個人懇談会における保護者からの情報収集 年2回（7・12月）
- 日常の観察 随時
- 生徒の様子の情報交換 随時（週1回の生徒指導部会・学年会）

(2) いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに関わる相談を行うことができるようにスクールカウンセラーや心の健康相談員を活用した相談体制の整備を行います。

(3) いじめの未然防止のための研修

いじめの防止等のための対策に関する研修を、以下のように年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

- 校内いじめ対策研修会（4月 生徒指導主事）

3 いじめに対する措置

- いじめの発見・通報を受けたら、教職員がその事実関係（いつ、どこで、誰が、何をどのように等）について把握し、その情報をもとに「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応します。
- いじめがあると判断した場合は、被害生徒のケアや支援、加害生徒の指導や支援、問題の解消（再発防止の教育活動、その後の経過の見守り）まで責任をもって対応します。
- 保護者の協力、スクールカウンセラー、警察・児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組みます。
- インターネットを通じて行われるいじめに効果的に対処できるように、必要に応じて警察や法務局等とも連携します。
- 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においてもいじめに該当するため、「いじめ・不登校対策委員会」を通じて教職員全体での情報共有をし、対応をします。

第4 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合は、迅速に以下の対応をとります。

- 重大事態が発生した旨を、東浦町教育委員会に速やかに報告します。
- 東浦町教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を学校または東浦町に設置します。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施します。
- 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供します。

第5 学校の取組に対する検証・見直し

- 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、常に見直し、実効性のある取組となるように努めます。
- いじめに関する項目を盛り込んだ取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行います。